

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月 9 日
【会社名】	株式会社東京個別指導学院
【英訳名】	Tokyo Individualized Educational Institute, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松尾 茂樹
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番 2 号
【電話番号】	03-6911-3216
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 刑部 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番 2 号
【電話番号】	03-6911-3216
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 刑部 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2025年12月8日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本臨時株主総会が開催された年月日

2025年12月8日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

併合の割合

当社株式について、3,361,080株を1株に併合いたします。

本株式併合がその効力を生ずる日

2026年1月13日

効力発生日における発行可能株式総数

64株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は16株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は64株となるところ、かかる点をより明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当該事項に関する現行定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

さらに、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主は株式会社ベネッセホールディングス（以下「ベネッセHD」といいます。）のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第12条（定時株主総会の基準日）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。加えて、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主はベネッセHDのみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第14条（株主総会資料の電子提供措置等）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

なお、本議案に係る定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年1月13日に効力が発生いたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	無効 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 株式併合の件	420,232	8,572	0	0	(注) 1	可決 98.00%
第2号議案 定款一部変更の件	420,322	8,481	0	1	(注) 1	可決 98.02%

(注) 1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2．各議案の賛成割合は、小数点以下第三位を切り捨てて表示しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権の数に本臨時株主総会に出席した株主の議決権の数は全て算入しており、該当事項はありません。

以上